

2023年度より、申請者並びに工業会の押印は不要となりました。

確認②

設備名称をユーザに確認して記載して下さい。

この項目には、設備の減価償却年数を定めた「機械及び装置の耐用年数表」の55区分の設備名称を記載してください。

日本鍛圧機械工業会が証明書発行できる設備は、下記の16区分です。それ以外の設備の証明書発行はできません。



日本鍛圧機械工業会が証明書発行する設備

産業分類番号	設備の種類又は細目
3	繊維工業用設備
5	家具又は装備品製造業用設備
10	プラスチック製品製造業用設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備
14	鉄鋼業用設備
15	非鉄金属製造業用設備
16	金属製品製造業用設備
17	はん用機械器具製造業用設備
18	生産用機械器具製造業用設備
19	業務用機械器具製造業用設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21	電気機械器具製造業用設備
22	情報通信機械器具製造業用設備
23	輸送用機械器具製造業用設備
24	その他の製造業用設備
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備

詳しくはホームページをご覧ください。

日本鍛圧機械工業会ホームページ

「耐用年数表（鍛圧機械関係の新旧対比）」

https://j-fma.or.jp/legal_commentary/life-table

(様式1)

(一社) 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整	理 番 号
① ソフトウェア以外の場合	☒
② ソフトウェアである場合	☐

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当	減価償却資産の種類	機械及び装置
該	設備の種類又は細目	金属製品製造業用設備
設	設備の名称	プレスブレーキ
備	設備型式	PB-2023
の	本社名・事業所名	日本鍛圧製造株式会社 芝大門工場
概	法人番号 ※法人のみ	0123456789012
要	本社所在地	東京都港区芝大門公園7-7-7
	ユーザー連絡先	日本鍛圧製造株式会社 製造部 Tel. 03-1234-5678
	(会社名、担当部署、電話番号)	

〇上記設備を前提とした場合における該当要件への可否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2018年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2023年度(注2) ②-①= 5年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか		1. 該当 2. 非該当
	(※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への可否		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウェア:5年とする。

(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。
西暦 20 年 月 日	西暦 2023年 4月 6日
〒105-0011	製造事業者等の名称: 日本板金機械製造株式会社
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館308号	製造事業者等の所在地: 東京都港区芝公園9-8-7
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会	代表者役職・氏名: 板金事業部長 堀 一郎
専務理事 生田 周作	担当者氏名: 藤和 菜
担当窓口: 森本 茂夫	所 属: 板金事業部
連絡先(電話番号): 03-3432-4579	担当者連絡先(電話番号): 03-9876-5432

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認ください。ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」「所在地」について変更がある場合

変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)
(注3) 変更事項	

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載が変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づき経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化法の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同一設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先進設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

確認①

この名称は変更しないこと。

確認③

機械の納入する事業所名を記載のこと。

確認④【新設項目】

ユーザ様法人番号を記載のこと。

確認⑤【新設項目】

ユーザ様に確認し、必ず記載のこと。

確認⑥

販売開始年、取得する年を記載し、年数の差を記載のこと。

様式2のチェックリストと同一であること。

確認⑦

全て「1」に○印を付けること。

※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

確認⑧

「製造業者等の名称」(申請者)は、基本的にメーカ名です。しかし、海外メーカの日本人材や代理店は、この欄への記載が認められています。

※輸入された設備においても海外メーカ名となりますが、輸入商社等で申請手続きの代行は認められています。

確認⑨

しかるべき役職・氏名を記載のこと。

押印は不要。(例:社長、事業部長など。)

※海外メーカの場合は、サインですが、原紙ではなく、pdfも認められます。

確認⑩

日鍛工会員の場合、当会窓口担当者が望ましいが、営業等の担当者でも可。

また、海外メーカの設備を輸入する場合は、商社(代理店)の社名・担当者名を記入のこと。

確認⑪

この欄は証明書申請者(メーカ)は記入する必要はありません。

様式1【証明書】の裏面にはこの「留意事項」を必ず印刷のこと。

※ 証明書を作成し、プリントアウトする際は、両面印刷してください。

(様式 1)

税制措置の対象設備に関する留意事項

(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご注意ください。
- ④ 医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類（※4）	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て（※1）	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※2）	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て（※3）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※5）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※2 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

※5 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

確認⑰

全て「1. 該当」に○印を付けること。
※「2. 非該当」に○を付けると
証明書の発行は出来ません。

確認⑱

この「年平均」は数値のみ記載のこと。
記載例での算出方法

$$\{(1/16秒 - 1/20秒) \div 1/20秒\} \div$$

$$(2018年 - 2013年) = 0.05$$

$$\Rightarrow \text{年平均 } 5.0\% \text{の生産性向上}$$

【チェックリスト】

(様式2)

設備メーカ（製造事業者）記入欄		証明者 チェック欄
該 当 要 件	1. 該当 2. 非該当 <当該(申請する)設備の販売開始年> 販売開始年: 2018年 取得等をする年: 2023年 <一代前モデルの発売開始年> 1. あり (販売開始年: 2013年) 2. なし	
	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*)以下の1~4までのいずれかの指標 で比較。 1. 生産効率【曲げ加工時間】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル): 20秒/枚 (当該設備): 16秒/枚 <生産性向上> 年平均 5.0%	
	対象要件への該当	
	1. 該当 2. 非該当	

(※1) 販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、「年」とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置: 10年以内、工具: 5年以内、器具備品: 6年以内、建物附属設備: 14年以内

(※3) 新製品であっても、同様の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

確認⑫

当該モデルの販売開始年を記載のこと。
ユーザが取得する年から遡って10年以内に販売開始されたかを確認します。

裏付け資料が必要です
(納品書控や納入仕様書等)

※日鍛工会員は裏付け資料の提出は不要。資料を自社保管して下さい。

確認⑬

ユーザに納入する「年」を記載のこと。

確認⑭

「一代前モデル」の販売開始年を記載し、
番号に○印を付けること。

裏付け資料が必要です。
(納品書控や納入仕様書等)

※日鍛工会員は裏付け資料の提出は不要です。資料を自社保管して下さい。

確認⑮

どれか一つを選択して○印を付け、その項目の【 】に比較指標を記載のこと。
【時間当りの生産量】や【1枚当りの加工時間】etc.

確認⑯

指標数値と単位を記載すること。
この数値の裏付け資料が必要です。

(仕様書やカタログ等)

※日鍛工会員は裏付け資料の提出は不要。資料を自社で保管して下さい。

年平均を算出する計算式は以下となります。

① 当該モデル数値が一代前モデル数値より大きくなる場合(生産量が増大する等)

$$\frac{\text{当該モデル数値} - \text{一代前モデル数値}}{\text{一代前モデル数値}} \div (\text{当該モデル販売開始年} - \text{一代前販売開始年})$$

② 当該モデル数値が一代前モデルより小さくなる場合(消費電力量の削減や精度アップ等)

$$\left(\frac{1}{\text{当該モデル数値}} - \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \right) \div \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \div (\text{当該モデル販売開始年} - \text{一代前販売開始年})$$

この計算式を「生産性向上要件の計算書」として、別紙で提出して下さい。

記入例 3

ユーザ様が種類の異なる機械及び装置を
同じ時期に取得する場合の
様式1【証明書】と様式2【チェックリスト】の記入例

【「一式」での申請について】

ユーザーが税務申告の際に「一式」として固定資産台帳に計上する場合に限りです。
※それぞれの機械を別々に資産計上をする場合は、機械ごとの証明書申請となりますので、注意して下さい。

確認①

メインの機械・装置の設備名称を
記載のこと。

(様式1)

(一社) 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合 ☒	
② ソフトウェアである場合 ☐	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当 該 設 備 の 概 要	減価償却資産の種類 設備の種類又は細目 設備の名称 設備型式 本社名・事業所名 法人番号 ※法人のみ 本社所在地 ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	機械及び装置 金型製品製造業用設備 プレスブレーキ PB-2023(プレスブレーキ本体)+取出し装置 一式 日本鍛圧製造株式会社 芝大門工場 0123456789012 東京都港区芝大門公園7-7-7 日本鍛圧製造株式会社 製造部 Tel.03-1234-5678
---------------------------------	--	---

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該 当 要 件	一定期間(注1)内に販売開始された製品である 「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 該当要件への当否	①販売開始年度(西暦): 2018年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2023年度(注2) ②-① = 5 年 ① 該当 2. 非該当 ① 該当 2. 非該当 ① 該当 2. 非該当
------------------	---	--

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。 西暦 20 年 月 日 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館308号 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 専務理事 生田 周作 担当窓口: 森本 茂夫 連絡先(電話番号): 03-3432-4579	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。 西暦 2023年 4月 6日 製造事業者等の名称: 日本板金機械製造株式会社 製造事業者等の所在地: 東京都港区芝公園9-8-7 代表者役職・氏名: 板金事業部長 銅 一郎 担当者氏名: 銅和 泰 所 属: 板金事業部 担当者連絡先(電話番号): 03-9876-5432
---	---

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認ください。ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化法の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。
令和5年3月31日までに申請を行った先施設備等導入計画に即する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

確認②

この欄に機械・装置名を全て記載して、「一式」とすること。

(様式2)

【チェックリスト】

		設備メーカー(製造事業者)記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販 売 開 始 要 件 の 確 認	① 該当 2. 非該当 <当該(申請する)設備の販売開始年> 販売開始年: 2018年 取得等をする年: 2023年 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 <一代前モデルの販売開始年> ① あり(販売開始年: 2013年) 2. なし	
	生 産 性 向 上 に 該 当 す る か	① 該当 2. 非該当 <比較指標> (※)以下の1~4までのいずれかの指標で比較。 ① 生産効率【曲げ加工時間】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル): 20秒/枚 (当該設備): 16秒/枚 <生産性向上> 年平均 5.0% 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※3) 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。	
	対 象 要 件 へ の 該 非	① 該当 2. 非該当	

(※1) 販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とする。なお、「年」とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置: 10年以内、工具: 5年以内、器具備品: 6年以内、建物附属設備: 14年以内

(※3) 新製品であっても、同様の設備がある場合には比較すること。
比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

確認③

この欄の記載は、メインとなる機械・装置の当該モデル、
一世代前モデルの販売開始年や指標数値を記載のこと。

【比較すべき旧モデルが全くない新製品について】

中小企業等経営強化法の「生産性向上要件証明書」は、これまでの生産性向上設備投資促進税制の「先端設備証明書」等と基本的に同様のスキームで証明書を発行します。

下記は、証明書発行団体向けに発信された文書です。
大変厳格な要件となっておりますので、ご注意下さい。

- ✓ 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売時期(10年以内の販売開始)のみが要件となるが、例えば、**新設会社における第1号製品など**、非常に限定的な場合のみを指す。
- ✓ 従って、メーカーから「今回、新商品を出しました。今までには無い設備(従来の系統とは違う設備)なので、生産性の比較は不要です。」と申請があったとしても、安易に「比較不要」と判断することは不可。
- ✓ 新商品であっても、まずは(同じ系統でなくとも)社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出してもらい、その設備と比較するようにメーカーに指示をお願いしたい。
- ✓ それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことをメーカーに説明してもらい、その内容が工業会として納得できた場合に限り、「比較対象が全くないため、販売開始要件のみで可」と判断いただきたい。
- ✓ なお、その場合、チェックリスト(様式2)の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』等と記載。

(様式1)

(一社) 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合	☒
② ソフトウェアである場合	☐

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当 該 設 備 の 概 要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	金属製品製造業用設備
	設備の名称	シャーリングマシン
	設備型式	SH-2023
	本社名・事業所名	日本鍛圧製造株式会社 芝大門工場
	法人番号 ※法人のみ	0123456789012
本社所在地	東京都港区芝大門公園 7-7-7	
ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	日本鍛圧製造株式会社 製造部 Tel. 03-1234-5678	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該 当 要 件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2023年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2023年度(注2) ③-① = 0 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか	(※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。 西暦 20 年 月 日 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 308 号 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 専務理事 生田 周作 (担当窓口: 森本 茂夫 連絡先(電話番号): 03-3432-4579	当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。 西暦 2023年 4月 6日 製造事業者等の名称: 日本板金機械製造株式会社 製造事業者等の所在地: 東京都港区芝公園 9-8-7 代表者役職・氏名: 板金事業部長 網 一郎 (担当者氏名: 鶴和 圭 所 属: 板金事業部 担当者連絡先(電話番号): 03-9876-5432
---	---

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認ください。ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業等経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(一定期間内に販売)、「生産性向上」の要件を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が見える場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先端設備等導入計画に即付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

確認①
ここに○印を付けること。

確認②
「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この欄の番号に○印は不要。

確認③

ここに○印を付けること。

確認⑥

比較すべき旧モデルが全くない新製品の場合は、この『「生産性向上」に該当するか』の要件欄には、○印を含め記載は不要。

【チェックリスト】

(様式2)

		設備メーカ（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	① 該当 2. 非該当	
		<u><当該(申請する)設備の販売開始年></u> 販売開始年：2023年 取得等をする年：2023年 <u><一代前モデルの販売開始年></u> 1. あり（販売開始年：20 年） ② なし	
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当	
		<u><比較指標></u> （※）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <u><指標数値></u> （一代前モデル） （当該設備） <u><生産性向上></u> 年平均 % 『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』	
対象要件への該当		① 該当 2. 非該当	

（※1）販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、「年」とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

（※3）新製品であっても、同様の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

確認④

当該モデルの販売開始年を記載のこと。
ユーザが取得する年から遡って10年以内に販売開始されたかを確認します。

裏付け資料が必要です。
（納品書控や納入仕様書等）

※日鍛工会員は裏付け資料の提出は不要です。資料を自社保管して下さい。

確認⑤

比較すべき旧モデルが全くない新製品の場合は「2. なし」に、○印を付けること。

確認⑦

「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この部分に以下の文言を記載のこと。

『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』

この文書は「Microsoft Word」で作成してあります。
ソフト機能の「挿入」にある『テキストボックス』を使用してください。